

(I11-1) 土木学会学術振興基金助成事業助成金交付規則

平成10年1月19日	制 定
平成12年9月11日	一部改正
平成13年3月12日	〃
平成14年7月31日	〃
平成18年4月21日	〃
平成21年3月19日	〃
平成22年4月23日	〃
平成23年3月18日	〃
平成23年11月18日	〃
平成25年3月15日	〃

(総則)

第1条 この規則は、土木学会学術振興基金助成事業規程（以下「助成規程」という。）第5条に規定する規則である。

(助成種別と助成対象者)

第2条 この助成事業で運用する助成種別と助成対象者は、次の2種類とする。

- (1) 公募枠：学際的、国際的、試行的、萌芽的な学術活動、あるいは若手の土木学会会員が企画する学術活動を助成対象とする。助成対象者は土木学会個人会員または会員グループとする。
- (2) 特別枠：緊急性・新規性の高い学術活動、あるいは臨時に対応する必要がある学術活動を助成対象とする。助成対象者は、土木学会内部の委員会等とする。

(助成対象の要件)

第3条 助成対象要件は、公募枠についてはその代表者が土木学会個人会員であること。特別枠については委員会委員長又は理事の推薦によるものであること。

2 助成対象とする学術活動は、小規模な共同研究、セミナー、シンポジウム、ワークショップ等で、単年度で成果をまとめることができる活動とする。

(募集)

第4条 募集については、毎年度、土木学会誌で会告するとともに、土木学会ホームページに掲載する。

2 助成申請者は、前項の会告等に基づき助成申請書を土木学会会長に提出するものとする。

3 募集内容および募集時期は、土木学会学術振興基金運営委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

(審査・決定および通知)

第5条 助成金交付の可否は、委員会で審査の上、理事会が決定するものとする。

2 委員会は、前項の結果をすみやかに申請者に通知する。

(助成対象の査定)

第6条 助成対象は、会場借上費、資料作成外注費、調査研究旅費、講師招聘費用などの直接経費とし、単なるセミナーや学会などへの参加費・参加旅費などは助成対象外とする。

2 小規模な共同研究やセミナーなどの費用のうち、旅費については20,000円を越えた金額について助成対象とする。なお、日当・宿泊費は対象としない。

(助成金の交付)

第7条 公募枠の助成金については、その代表者の指定する銀行口座に振り込む。特別枠の助成金については、当該委員会等に予算振替を行う。

(活動結果の報告)

第8条 助成を受けた代表者は、当該年度末までに、助成金の使途と活動報告を土木学会会長に提出する。

2 委員会は、本事業の運営状況について、年度毎に土木学会誌に掲載する。

(精算)

第9条 助成を受けた代表者は、助成対象の活動を実施した結果、助成金に残余が生じた場合、当該年度末までに残余から送金に要する手数料等の費用を差引いた額を土木学会に返金するものとする。

2 助成を受けた代表者は、当該年度末までに理由の如何にかかわらず助成対象の活動を実施しなかった場合、助成金の全額およびそれに伴う発生利息を土木学会に支払うものとし、その送金に要する手数料等一切の費用は助成を受けた代表者が負担するものとする。

(助成金の返還)

第10条 助成を受けた者が助成金を目的以外に使用したことが判明したときは、土木学会は助成を受けた代表者に助成金の全額およびそれに伴う発生利息相当額の支払を求める。

2 前項の場合、返還のための送金に要する手数料等一切の費用は助成を受けた代表者が負担するものとする。

(提出書類の様式)

第11条 助成申請書類および報告書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 助成申請書類

公募枠：別記 様式-1

特別枠：別記 様式-2

(2) 報告書類

公募枠：別記 様式-3

特別枠：別記 様式-4

(規則の変更)

第12条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成10年1月19日 企画委員会議決） この内規は、平成10年1月19日から施行する。

附則（平成12年9月11日 企画委員会議決） この変更内規は、平成12年9月11日から施行する。

附則（平成13年3月12日 企画委員会議決） この変更内規は、平成13年3月12日から施行する。

附則（平成14年7月31日 企画委員会議決） この変更内規は、平成14年7月31日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成21年3月19日 理事会議決） この変更内規は、平成21年3月19日から施行する。

附則（平成22年4月23日 理事会議決） この変更内規は、平成22年4月23日から施行する。

附則（平成23年3月18日 理事会議決） この変更内規は、平成23年3月18日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成25年3月15日 理事会議決） この変更規程は、平成25年3月15日から施行する。

(様式－1)

「土木学会学術振興基金」助成（公募枠）申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

所属
役職名
氏名

印

土木学会学術振興基金による助成を下記のとおり申請いたしますのでよろしくお願いたします。

平成 年度	平成 年度 経 費 内 訳				
申請経費合計					
円	円	円	円	円	円

1. 助成対象事業名

2. 申請理由*

注) * 背景、課題、事業目的、事業内容、土木学会学術文化事業審査基準に準じて、同基準への適合について具体的に説明すること（必要に応じて、補足資料を添付）
また、申請経費の積算根拠を記載又は添付すること

(様式－２)

「土木学会学術振興基金」助成（特別枠）申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

所属
役職名
氏名

印

土木学会学術振興基金による助成を下記のとおり申請いたしますのでよろしくお願いたします。

平成 年度	平成 年度 経 費 内 訳				
申請経費合計					
円	円	円	円	円	円

1. 助成対象事業名

2. 申請理由*

注) *背景、課題、事業目的、事業内容、土木学会学術文化事業審査基準に準じて、同基準への適合について具体的に説明すること（必要に応じて、補足資料を添付）
また、申請経費の積算根拠を記載又は添付すること

(様式－3)

「土木学会学術振興基金」助成（公募枠）報告書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会学術振興基金助成による活動成果について、下記のとおり報告します。

平成 年度 助成経費合計	平成 年度 経 費 内 訳				
円	円	円	円	円	円

成 果 概 要

以下、土木学会学術振興基金運営委員会記入

助成成果の評価 助成効果： 大 ・ 中 ・ 小

コメント

(様式－４)

「土木学会学術振興基金」助成（特別枠）報告書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会学術振興基金助成による活動成果について、下記のとおり報告します。

平成 年度 助成経費合計	平成 年度 経 費 内 訳				
円	円	円	円	円	円

成 果 概 要

以下、土木学会学術振興基金運営委員会記入

助成成果の評価 助成効果： 大 ・ 中 ・ 小

コメント